

香川県報



号外

平成 17 年

12月27日(火曜日)

目次

（印は、県法規集掲載事項） ページ

規 則

●浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則

（廃棄物対策課）

規 則

浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年十二月二十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第二百二十三号

浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第一条 浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（昭和六十年香川県規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「第十一条第三号」を「第十一条第三号ただし書」に改め、同条第六号中「三豊郡の各町」を「三豊市」に改める。

第二条 浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第十一条第三号中「木田郡及び香川郡の各町」を「木田郡三木町、香川郡直島町」に、「綾南町及び国分寺町」を「及び綾南町」に改める。

第三条 浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第十一条第三号中「並びに綾歌郡綾上町及び綾南町」を「及び綾歌郡綾川町」に改める。

第四条 浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第十一条第一号中「及び東かがわ市」を「、東かがわ市、小豆郡の各町、木田郡三木町及び香川郡直島町」に改め、同条中第二号から第四号までを削り、同条第五号中「丸亀市、善通寺市」を「丸亀市、坂出市、善通寺市並びに綾歌郡」に改め、同条を同条第二号とし、同条第六号を同条第二号とする。

第十一条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、二人以上の浄化槽管理士を置く浄化槽保守点検業者の浄化槽管理士にあつては、前項各号に掲げるいずれかの区域（以下「主担当の区域」という。）のほか、主担当の区域を除く区域（当該浄化槽保守点検業者の他の浄化槽管理士がその主担当の区域内で専任をする営業区域に限る。以下「副担当の区域」という。）を条例第十一条第一項第三号ただし書に規定する規則で定める区域とすることができる。

第十六条を第十七条とし、第十五条第一項中「第十一条第九項」を「第十一条第十二項」に改め、同項第三号中「所在地」を「設置場所」に改め、同項第六号中「第十一条第七項」を「第十一条第十項」に改め、同条を第十六条とする。

第十四条第一項中「第十一条第八項」を「第十一条第十一項」に改め、同条を第十五条とする。

第十三条第一項中「第十一条第五項」を「第十一条第六項」に改め、同条を第十四条とする。

第十二条の次に次の一条を加える。

（浄化槽の保守点検の委託の承諾に係る書面）

第十三条 条例第十一条第五項ただし書に規定する浄化槽管理者の承諾は、次に掲げる事項を記載し、かつ、当該浄化槽管理者が署名し、又は記名押印した書面によらなければならない。

一 承諾を得ようとする委託（以下この項において単に「委託」という。）に係る浄化槽の設置場所

二 委託をする浄化槽保守点検業者及び委託を受ける浄化槽保守点検業者の氏名又は名称及び住所

三 委託の期間

四 委託をすることを承諾する旨及び承諾の年月日

五 浄化槽管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
2 条例第十一条第五項ただし書に規定する浄化槽管理者の書面による承諾を得た浄化
槽保守点検業者は、前項の書面を同項第三号の期間の満了後三年間保存しなければな
らぬ。

第一号様式中、「附則第三項」を「関係」に、「香川県知事 殿」を「香川県
事務所長 殿」に改め、「第七号様式」の次に「において準用する第4号様式」

| | | | |
|----------------|--|-----------------|--------|
| 専任する営業区域に係る市町名 | | 専任をする営業区域に係る市町名 | |
| 係る市町名 | | 担当の区域 | 副担当の区域 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

「1項」を加え、
を
に改める。

第四号様式及び第五号様式中「香川県知事 殿」を「香川県 事務所長 殿」に改める。

| | | | |
|----------------|--|-----------------|--------|
| 専任する営業区域に係る市町名 | | 専任をする営業区域に係る市町名 | |
| 町名 | | 担当の区域 | 副担当の区域 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

第六号様式中
を

に、「香川県知事」を「香川県 事務所長」に改める。
第七号様式及び第八号様式中「香川県知事 殿」を「香川県 事務所長 殿」に改める。

第九号様式中「第13条関係」を「第14条関係」に改め、同様式(表面)中「香川県知事」を「香川県 事務所長」に改め、同様式(裏面)中「5 浄化槽保守点検業者」を「6 浄化槽保守点検業者」に、「第11条第8項」を「第11条第11項」に改める。
第十号様式中「第13条関係」を「第14条関係」に、「香川県知事 殿」を「香川県 事務所長 殿」に、「第11条第6項」を「第11条第7項」に改める。

第十一号様式中「第16条関係」を「第17条関係」に改め、同様式(裏面)中浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第十五条に次の一項を加える。
4 第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定は同年一月一日から、第二条の規定は同月十日から、第三条の規定は同年三月二十一日から施行する。(経過措置)

2 第四条の規定の施行の際現に木田郡三木町及び綾歌郡綾川町又は香川県直島町及び綾歌郡綾川町を営業区域の全部又は一部としている浄化槽保守点検業者に係る浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和六十年香川県条例第十四号。以下「条例」という。)第十一号第一項第三号ただし書に規定する規則で定める区域は、第四条の規定による改正後の浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則(以下「改正後規則」という。)第十一条の規定にかかわらず、その者が現に受けている条例第三号第一項の規定に基づく登録の有効期間の満了の日までの間は、第四条の規定による改正前の浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則(以下「改正前規則」という。)第十一条に掲げる区域とすることができる。

3 第四条の規定の施行の際現に改正前規則附則第四項の規定により高松市に編入される営業区域を改正前規則第十一条第三号に掲げる区域に含まれるものとみなされている浄

化槽保守点検業者に係る条例第十一条第一項第三号ただし書に規定する規則で定める区域は、改正後規則第十一条の規定にかかわらず、その者が現に受けている条例第三条第一項の規定に基づく登録の有効期間の満了の日までの間は、改正前規則第十一条に掲げる区域とする。

4 第四条の規定の施行の際現に改正前規則の規定により提出し、又は交付されている書類は、改正後規則の相当規定により提出し、又は交付された書類とみなす。

平成十七年十二月二十七日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度72%再生紙を使用しています